

Title	明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて
Sub Title	
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.7 (1943. 7) ,p.606(44)- 639(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19430701-0044
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430701-0044">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430701-0044</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

藤林敬三

### 内 容

- 一、序 言
- 二、明治二十年前後のわが紡績職工の移動事情
- 三、明治二十年代の職工争奪現象の理解
- 四、同時代の紡績職工の移動の範圍
- 五、結 語

私は先きに本誌(第三十六卷、第十一號)上の拙稿に於いて、労働移動問題に關する明治政府の關心に就いて述べ、その際些か當時の労働移動現象の性質にも觸れて置いた。しかし元來この拙稿の目的としたところは、むしろ當時の労働移動現象の特質を詳細に明かにすることにあつたのではなく、従つてこれに關する私の叙述は至極簡單でもあり、また必ずしも充分のものではなかつた。そこでこれを補ふ意味に於いて、先づ本論では、當時既にわが國の

代表的な工業にまで急速に發展して行つた紡績工業に就いて、そこでの労働移動現象の理解を進めてみたいと思ふ。既に先きの拙稿中に於いて、私はわが政府の工場法制定の努力の内、その當初以來繰り返し注目されて來たものゝ一つが、労働移動の問題であつたことを指摘して置いた(註)。そして素よりこの労働移動問題に對する政府の關心は、一面に於いて移動防止に關する民間の要望を映したものであつたことはいふまでもない。即ち、既に先きの拙稿中に指摘したところを、若干こゝに繰り返し示せば、それは凡そ次ぎの如くである。

早くも明治十六年に、農商務省は豫ねてその立案に着手してゐた勞役法、師徒契約法及び工場規則に關して東京商工會に諮問したところ、同會は各種工業上の通弊を調査して、職工徒弟の逃走と争奪の弊を認め、「工業上傭主被傭者間及師弟間ノ取締ヲ必要ト認ムルヲ以テ、速カニ適當ノ法律ヲ立テ、發布セラレンコトヲ希望ス」と答申してゐる。これに依つて、われわれは既に明治十年代の半頃に、労働移動の現象が傭主にとつて無視すべからざるものであつたことを、知ることが出来る。そしてこのことは、明治二十年代に入つてからも亦、同様であつたと考へられるのであるが、更らに明治三十年の職工法案に對して、「其ノ規定事項ヲ見ルニ當時諸工業勃興シタル爲メ、職工徒弟争奪ノ弊甚シク官民共ニ之カ矯正ノ緊切ナルコトヲ認メタルモノ、如シといはれてゐるし、また明治三十二年八月には、「關西府縣勸業會ノ決議ニ依リ、京都大阪兵庫等ノ二府十五縣知事總代ヨリ、近來工業ノ發達ト共ニ職工争奪ノ弊風ヲ生シ、工業主ヲシテ意外ノ損害ヲ被ラシメ、工業ノ發達ヲ阻碍スルモノ尠カラス、到底府縣令ヲ以テ其ノ効ヲ奏シ得サルニ依リ、工業條例ヲ設ケラレタシト建議セリ」と傳へられてゐる。

これ等の事實からも、われわれは容易に労働移動、就中、職工の争奪、誘惑、逃走といふ形態に於ける移動現象が、既に明治十年代以後に引き續いて存したと、これが傭主にとつては看過し得ないものであつたことを知

ることが出来るし、また更らに別に所謂保護職工の疾病に依る生産過程からの脱落も亦、工場法の制定を巡つての一つの重大問題であつた。このやうに労働移動は、その種々の形態に於いて問題とされ、漸次一般の注意を深く捉えるに至つたのであるが、しかしむしろ注目された労働移動現象には工業の種類、經營形態の相違、その所在地の如何等の事情に依つて、多少とも相違のあつたことは到底無視され得ないことである。そこで私は先づ本論に於いては専ら例をわが紡績工業にとつて、そこでの労働移動現象を出来るだけ明かにし、次いで後の機會に於いて、これ以外の産業部門に於ける同様の問題を取り擧げて行くこととしたいと思ふ。

註 拙稿「労働移動問題に對する明治後期に於ける吾が國政府の關心に就いて」(本誌 第三十六卷 第十一號) 參照

二

わが國の紡績工業は、大體明治二十年頃を轉機として、それ以前の明治政府の獎勵に據る謂はゞ移植培養の準備期を経て、稍々急速に勃興し始めた。そしてその後明治二十七年頃には、わが紡績工業はその規模に於いて、またその生産額と市場の點に於いても、既にわが國の近代工業中最も重要なものとしての地位を占めるに至つてゐる。凡そこのやうな明治二十年後に於けるわが紡績工業の發展は、同時にそこに於ける労働事情にも當然多少の變化を齎らし、今われわれにとつての問題である労働移動現象に於いて、この變化が最も顯著に現はれるに至つてゐる。そこでこのやうに明治二十年後に變化した労働事情を知る前に、それとの對照に於いて、われわれが先づ一應明治二十年前の事情を簡單に知つて置くことが有意義であるであらう。

明治十年代のわが國紡績工場に於ける労働事情に就いては、農商務省の「紡績業沿革紀事」に、次ぎの如くいはれてゐる(註一)。

「明治二十年以前ニ起リタル工場ノ多クハ其地方貧民ニ産業ヲ授クル目的ヲ以テ起リタルモノニテ其規模狭小少數ノ職工ニテ事足ルヲ以テ男女工共其附近ノ市邑村落ヨリ通勤スルモノ、ミナリ故ニ其賃金比較的低廉且ツ勤績スルモノ多シ一般工業發達セサル當時ノコトナレハ其一旦傭入レラル、ヤ自己ノ失策又ハ工場ノ都合ニヨリ解雇サル、コトハ大ニ恥ル所ナリ其傭者被傭者ノ關係ハ恰モ封建時代ニ於ケル君臣ノ如キ美風アリキ」と。

これに對して、「本邦綿絲紡績史」の著者絹川太一氏は次ぎの如く述べてゐる。即ち、當時は未だ「工場數甚だ少ない爲め職工を他地方に募集するを要せず、従つて募集費なく寄宿舎費も殆んどなく、他の福利施設もないのである。而も職工は従順で低廉の賃銀に満足した。」「當時の紡績は窮民授産を以つて一大目的とした。外絲輸入の防遏と共に紡績設定の重大使命は實に授産にあつた。食祿に離れた舊士族が授産を要する重なる人々であつた。生活向上の爲めに又は維新制度改革に伴つて生じた人民の貧困に陥れるものなどに加つた。政府を始め鹿兒島藩、節摩縣、岡山藩、廣島縣等の紡績獎勵は皆同一の目的に出でた。工場主と職工との間柄は恰も君臣の如く情誼極めて厚く、總ての點に於て職工状態は非常に宜しかつた」。(註二)

かくてこゝでは一般に未だ労働者問題は成立せず、従つてまたこのやうな状態の内にあつては、未だ労働移動は特に問題とされるところにまでは至らない。なほこれは明治二十年に入つてから間もない頃の狀態であるが、三重紡績所の事情に就いて、絹川氏は次ぎの如くいつてゐる。即ち、そこでの女工は「土族の娘だけに權利義務の問題のみに關し、給料の高下を云々する人はなかつた。仕事に對し他の干渉を受くるが如き、絶對に彼等の嫌惡する所であつた。男工十五人女工百人許り居つた。」そして經營者「伊藤傳七氏の方針は總て温情主義で使用人と苦樂を共にする在り、工場内の定刻の合圖が鳴らざる限り、家庭に於ても入浴もせず食膳にも就かずといふが如き、夫妻共

に男女工と肩を並べて労働に服するが如き、構内の社宅に宿して部下と共に生活するが如き皆それである。(註三) 確かにわれわれがその後の紡績女工に就いて一般に考へるやうな状態は、こゝには未だ存しなかつた。そして明治二十年前に於ける紡績工場は、總てこの三重紡績所のやうではなかつたとしても、先きの引用文にも示されてゐるやうに、多少これに近い状態のものを各々示してゐたやうにも考へられる。従つてやがて問題にされるに至つた職工の争奪や逃亡の如きは、未だ殆んど問題とならなかつたといつていゝやうである。しかしこゝに一つ注目すべきことは、明治十五年に創立された紡績聯合會が、その翌年四月の第二定期會に於いて決定した規約中、職工に關する規定に於いて、職工の争奪を禁止し、また職工の自由なる經營間移動に關しても、前僱主の停僱の照會ある場合には、僱ひ續けることを得ないことを相互に約束してゐることである(註四)。このやうな約定事項が既に早くも取り擧げられたことは、果して當時事實職工の經營間移動が存し、職工の争奪が存したことの反映であつたのか、それとも將來紡績工場の叢出を見越して、そこに生じて來るであらうところのこの種移動の禁止を、相互の利益のために豫め約定したものであつたのか、これに就いては、不幸にして私は確たる事實を示し得ない。しかし當時に於いては、紡績工場はなほ小規模であり、その職工は大體工場附近のものであり、且つ工場は各々地方に分散してゐて、未だ地方的な集中を見ないのであつて、従つて右の約定事項の如きは恐らくは、既に發生しつゝある事實に即したものと考へることが、些か早計であるといつていゝであらう。絹川氏もこの紡績聯合會の規約に對して「當時に於て僱被僱者は恰も昔日の君臣の間柄の如くで、未だ毫も規約の要を見ず只だ空文に止まつたのである」といつてゐる(註五)。

かくて單に労働移動の問題だけではなく、それを含めて、一般に労働の問題は明治二十年前に於いては未だ問題とせられるまでには至つてゐなかつた。しかしこのやうな状態はさう長くは續かず、やがて明治二十年代に入つてからの紡績業の急激な勃興と共に、少し宛問題は現はれて來た。今、職工の争奪に就いて絹川氏のいふところを二こゝに示せば、それは凡そ次ぎの如くである。

「明治二十年後の紡績勃興時代に入り、各紡績からの争奪が行はれ、自然人心に動搖を與へた。攝津紡績の創立した時(明治二十二年創立、同二十四年十一月開業)大阪紡績はつい川向ふのこゝにて切りに狙はれた(註六)。平野紡績の出來た時(明治二十年創立、同二十二年五月營業開始)も同様であつたが、双方に妥協が行はれ、大阪紡から男工一人、女工十人を連れて態々呉れに行つた。その後天満、浪華等の方面からも奪略の手が切りに延びた。」

「攝津紡績は木津川の向ふ岸まで、通勤者を誘惑するので、見張を附けたり喧嘩になつたり、その爲め二十三年頃には大阪紡績で職工不足となり、募集を餘儀なくされた。…斯くする間に認場の男工一人東京鐘紡へ逃走し、その結果同紡副支配人石井勇次郎氏が職工誘拐の爲めに來阪し、道頓堀の旅館に陣取り、大紡の職工二十八人を取り極めた處へ、大紡の岡村勝正氏が談判に乗込んだ。氏は談判の代りに二十八人の者に説諭し、諸處の紡績に轉々するの非なる所以を説き、今度鐘紡に入社したならば、爾後一切他に移轉する勿れと諭した。…之を聞いた石井氏驚喜して陳謝し、態々大阪紡績へ來り、山邊氏に逢ふて禮言を述べた。」

「大紡は一人々々養成して操業をなしたのに、他の紡績は養成の手續を省いて、直に利潤を擧げんとして前記の争奪を始めたのであつた。それにしても、大紡の態度悠然であつた。(註七)」

更らに明治二十二年創立、同二十四年二月開業に至つた尼崎紡績の事情に關聯して、絹川氏は當時の職工争奪事情に就いて次ぎの如く述べてゐる。

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

「尼紡では職工は最初平野紡績會社へ十名程見習に出した。募集には附近の佃、大野、城島等の地方から専ら通勤工を取つた。此等職工出退には特に職工係が之を送り迎へして他會社の誘惑に備へた。寄宿工を遠隔の地に募集したのは、明治二十四年濃尾震災の時からである。併し成るべく經驗工を集めること、成るべく募集費を少からしむる爲めであらう。遠くは名古屋、岡山等の紡績から、近くは大阪紡績、日本紡績、浪華紡績、細糸紡績等から盛に取つた。同時に盛に奪はれた。其の外金中、明治、泉州、岸和田、天満等も亦互に争奪の相手であつた。福島、日本、堂島の三會社は近處である丈、特に奪合ひが甚しかつた。職工も亦數冊の通帳を所持して、意の赴く所に從ひ、數會社の間に日々轉々として勤務した。手不足の會社は遂に要して互に之を勧誘した。」

「少し遠い工場間では、技男を間隙として敵方に入社せしめ、待遇を好餌として歡心を買ひ、機會を見て之を自分の工場に引入れた。平野紡績から大口の女工を奪つたこともあつた。鐘紡は往く者逐はず來る者拒まずの態度であつた。：、尼紡では職工の通路を覺しき各要處に張り番を附けた。即ち鐵道に乗るものは神崎、舟に乗るものは異橋、西宮方面へ徒歩するのは庄印橋等、皆其の要處であつた。十日戎、中山觀音の祭日の如き、之が參詣者たる女工を得べく、各會社から職工係が集つたものである。」

「職工争奪戦が甚しくなるに連れ、近畿地方の紡績が集つて、攝河泉の同盟契約を作り、同盟事務の當事會社が仲裁者となつて紛争の解決に當つた。併し是は或る意味に於て何等の効果もなかつた。他社の女工を採用した會社は本名と偽名と通帳を二様に作つて置く。又は通帳を用ゐず木札を以て之に代へて置く。場合に依ては本名の女工の代りに、旨を含めて他の女工を敵手に示す。斯くて調査は少しも明瞭ならぬ。詮方なく同盟會に赴き事務員の同行を依頼するも、事務員は同盟紡績から給料を與へられて居るので少しも要領を得ない。稀に替ねる女工を發見した場合には、敵味方集つて一杯を酌みかはし、互に御苦勞様といふて別れる。相互間諜に平氣なものであつた。斯くまで争奪戦の公然と行はれたのは奇しき現象の如し。」

「なるも、當時に於ては何人も之を異まなかつた。近畿一般の風習であるが故に、積極的に攻勢を取らざれば則ち敵に争奪せらる。感心せぬ乍らも實に已むを得ざる時勢であつた。」(註八)

以上職工の争奪に就いて述べられてゐるところは、大體、明治二十四、五年頃までの事情である。この絹川氏の筆を通じて、當時の職工移動、就中、その相互争奪の事態が一面相當に眞剣な問題であつたやうでありながら、なほ他面に於いては、それが同業者間に於いて至極悠然たる様子で扱はれてゐたやうにも思はれる。しかしわれわれはこの問題の二つの面の裡に正に時代の發展的な推移を讀みとることが出来るであらう。即ち、先きにも述べて置いたやうに、紡績聯合會の明治十六年に於ける規約中職工の移動に關するものは殆んど空文に止つたと觀られ、また後にも觸れるやうに、紡績は明治二十一年に改組されて、大日本紡績同業聯合會となり、その新しい規約中に先きの紡績規約と大體同趣旨の職工移動防止に關するものを存せしめた。しかし事實、職工の争奪を中心とする彼等の經營間移動が現實に問題となり出したのは、この紡績改組の後であつた。即ち、その後日を経るに従つて、工場數は増し、經營の規模は大きくなり、全體としての職工數も急激に増加した許りではなく、特にまた大阪を中心として紡績工場が集中する傾向が顯著に現はれて來、このやうな紡績業の發展過程の裡で、労働事情が從來の稍々封建的な色彩を脱しながら、必然的に多少の變化を遂げつゝあつたことは否定され得ない。かくてこのやうな事態の下で、既に労働移動は一般に益々その度を加へつゝあつたらうと考へられる。そしてこのことは、明治二十五年以後に於いて、紡績規約中の職工移動に關する部分が同業者、特に大阪地方の紡績業者間に於いて稍々熱心に取り擧げられたことにも、反映されてゐると見られないことではないであらう。絹川氏はこの點に就いて、「眞の職工争奪戦は明治二十七年から以後益々甚しいものとなつた」(註九)といふ。しかし明治二十七年乃至それ以後に於いて、紡績

職工の争奪が如何に其だしく行はれたにしても、その萌芽は既にそれ以前に存してゐたことと、この職工の争奪と並んで、一般に彼等の移動現象が益々大となつて行つたであらうことは、容易に推測し得られるところであるので、私は一と先づこゝで多少とも、彼等の移動に就いての理解を明かにして置きたいと思ふ。

(註一) 絹川太一著、本邦綿絲紡績史 第三卷 一七九頁

(註二) 同書 一七八―九頁

(註三) 同書 第二卷 四八二頁

なほ三重紡績所に於いては、單に伊藤傳七氏夫妻のみならず、他の社員の子女も亦女工の間にあつて、率先労働に従事したといはれてゐる。(同書 四六八―七〇頁 参考)

(註四) 同書 第三卷 一九四―五頁

この明治十六年の紡績の規約は、その前年の紡績創立當時の規約の修正であるといはれて居り、それは十六項からなり、内四項が職工に關するものであつた、それは次ぎの如くである。

第三項 エ男女ヲ使役スルニハ辭令書ヲ渡シ其昇降放免ニモ同様相渡スヘシ且滿三年間以上終始正直勉強セルモノニテ自ラ解僱ヲ乞フモノニハ是迄無故障勉強セシ旨保狀ヲ付スヘキ事

但傭中規則ヲ犯ス口或ハ懶惰等ニテ放免スルモノハ其旨ヲ同盟中ニ報告スヘキ事

第四項 エ男女傭入ヲ乞フ時ハ其履歴ヲ取調ヘ試験ノ上適宜傭入ヲ得ルト雖モ前傭紡績所ニ於テ停傭ノ照會ヲナス時ハ其儘傭續ヲ許サス

第五項 甲紡績ニ於テ乙紡績所ノ工男女ヲ傭入レントスルトキハ乙紡績所ノ承諾ヲ得テ之ヲ爲スヘキ事

但紡績所ト工男女ト豫メ約ヲ結ビ甲乙ヘ轉セシムル事ヲ許サス

第六項 現今企圖ノ紡績所ハ其着手ノ前後ニ依テ開業ノ遲速アレハ既成ノ紡績所(現今營業スルモノハ勿論建設着手中ノ

モノヲ云フ)ハ未成紡績所(未着手ノモノヲ云フ)ヨリ依頼ニ應ジ自費生徒及ヒ工男女ヲ引受ケ機械ノ組立及製絲實習ヲモ傳習セシムヘキ事

これ等の職工に關する規約は、その後多少の修正を経たが、大體その主旨とする職工争奪の禁止と、新設工場のために既設工場が職工の養成を引受けることとは、その後には變ることなく、唯だ後にも述べるやうに、事實、職工の問題が重大化するに連れて、この規約の主旨が詳細に補足されて行つたに過ぎない。

(註五) 同書 第五卷 三一九頁

(註六) この絹川氏の叙述で見ると、攝津紡績はその創業に際して、大阪紡績から若干の職工を争奪したと考へられるが、この攝津紡績の創立に際して、大阪府はその發起人に對して豫めこのことのあるのを疑惧して諮問を發したらしく、これに對する同社發起人の回答には、次ぎの如く述べられてゐる。多少興味あることでもあるので、この回答を次ぎに引用して置くこととする。

職工雇入ニ付他會社ノ職工ヲ引入等ニヨリ障害ヲナサル證明

此御諮問ハ少シク御旨意相伺兼候何トナレハ是レ迄續々設立セシ紡績會社ヲ見ルモ夫々自ラ養成シタル職工等ヲ以テ立派ニ成立セリ未タ他會社ノ職工ヲ引入レ障害ヲナシタルヲ開カス況ンヤ已ニ同業聯合規約——これは明治二十一年改組の紡績規約を指す——アリテ此等ノ弊害ヲ嚴禁シアレハナリ當社モ設立ノ上ハ勿論組合ニ加入スルナレハ右等犯約ノ行爲ハ斷シテナサルヘシ殊ニ發起人高田久衛門伊藤九兵衛力豫テ設立セル内國紡績所ノ職工ヲ融通シ且工場落成迄ニ同所並其他同業會社(規約ニ從ヒ)ニ就テ多ク職工ヲ養成シ置クノ心算ナレハナリ

同書 第四卷 二四〇頁

(註七) 同書 第二卷 四一―三頁

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

(註八) 同書 第四卷 一八四—六頁

(註九) 同書 第五卷 三三七頁

三

前節中、専ら絹川氏の筆を借りて傳へたところは、大體、明治二十三、四年の頃のわが國紡績工場間に於ける職工争奪の事態であるが、このことはその後益々顯著な事實として現はれ、明治二十七年以後に於いて、特に注目すべき事態となつてゐるといはれてゐる。そしてまた別に、「綿絲紡績職工事情」の傳へるところに依れば、明治三十年代の初めには、この職工の争奪が種々の好ましからざる方法に於いて、しかも隠然また公然と行はれ、既に社會的にも諸種の弊害を生ぜしめつゝあつたことが傳へられてゐるし、更らにこれがために、例へば、當時既に紡績業の中心地であつた大阪府では「職工募集取締規則」を定め、その内で(同規則第三條)「他ニ雇ハレ中ノ職工又ハ雇人ニ對シテハ募集又ハ勧誘ヲ爲スコトヲ得ス」と規定し、些かこれが取締りの必要を感じてゐた程である(註一)。

ところで、かく明治二十年代に入つて以後、日を逐うて注目すべき事實となつて行つた紡績工場間の職工争奪の事態は、如何やうに理解せられるであらうか。

いふまでもなく、一般的な事情としては、われわれは先づこゝで紡績工業の勃興に伴ふ職工需要の急激な増加を擧げねばならない。それは次ぎの表に示すやうに、特に明治二十二年以後に於いて顯著である。

年次	工場数	錠数	平均一日就業労働者数		
			計	女工	男工
明治1—3年	—	5,456	—	—	—

12	—	10,204	—	—	—
15	—	28,204	—	—	—
18	—	59,704	—	—	—
19	20	71,604	—	—	—
20	19	76,604	2,330	1,400	930
21	24	116,276	3,403	2,199	1,204
22	28	215,000	7,930	5,391	2,539
23	30	277,895	14,419	10,330	4,089
24	36	353,980	19,267	14,216	5,051
25	39	385,314	25,232	18,878	6,354
26	40	381,781	25,448	19,284	6,164
27	45	530,074	35,152	26,923	8,229
28	47	580,945	40,790	31,140	9,650
29	63	757,196	47,481	36,037	11,394
30	74	970,567	44,992	35,059	9,933
31	77	1,146,749	66,803	50,620	16,183
32	83	1,189,929	73,955	57,540	16,445
33	80	1,135,111	55,022	43,760	12,262

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

五六 (六一八)

34	81	1,181,762	63,021	49,540	13,481
35	80	1,246,972	71,888	57,513	14,375
36	76	1,381,306	70,326	57,166	13,160
37	74	1,345,585	68,082	52,115	10,967
38	82	1,426,594	65,911	53,728	12,183
39	83	1,472,253	72,313	59,281	13,032
40	118	1,540,452	76,566	61,738	14,828

備考 工場数及び産額は、幸田道雄著「本邦綿業の統計的研究」81—82頁より、また労働者数は、橋本幸彦著「日本綿業紡績業史年表」70—71頁より借用す。

しかし素よりこのやうな發展は單に綿絲紡績工業に就いてのみ經驗せられたところではなく、同時に他種工業の發展も亦その間に相當顯著であり——これは明治十九年の紙幣整理完了後に於けるわが國工場工業の稍々急速な、謂はゞそれ以前の準備期に比較して一つの劃期的な發展を意味してゐるのであるが、これに就いて述べることは姑らくこれを省略して置く——就中、生絲及び織物工業の發展も目立つて居り、従つて全體としての労働力需要、わけても纖維工業部門の發展に依つて、そこに於ける主要労働力である女子の工場への吸引が著しく、これがやがて間もなく、紡績工場に於ける職工募集に多少の變化を生ぜしめるに至つたのも、また至極當然であつたといへるであらう。但しこのやうな労働力需要の稍々急速な増加が、當時直ちに労働力の需給關係を逼迫化したのではなく、全體としては寧ろそれは舊武士階層の窮乏化と農家經濟の多少の變化とに依つて、幸ひにして労働力の給

源には相當に恵まれてゐた(註二)。紡績工場に於ける職工募集の事情は、それ故に、先づこのやうな事情を前提として理解されねばならぬであらう。

凡そ明治十年代のわが國紡績工業は、若干の稍々進歩的な工場——例へば、大阪紡績の如き——を除いては、未だ一般に營業の充分の基礎を確立してゐなかつたやうである。就中その技術的な操作に於いて、従つてまた職工の作業に關して、なほ多分に未成熟なものがあつたことは事實であつて、これが多くの工場の場合にその營業確立上の最大の悩みであつたやうに思はれる。この點に就いて、例へば、明治十八年六月中旬東京に於いて行はれた「綿絲集談會」の記録を見ると、山梨縣市川紡績所の代表者は次ぎの如く述べてゐる(註三)。

「市川紡績所ノ創業以來今日ニ至ル迄凡二週年間ノ營業ハ悉皆困難ト不愉快トヲ以テ充填セラレ一日トシテ愉快安樂ナル日ヲ迎ヘタル事ナカリキ何ヲ以テ之ヲ云フ曰ク其困難ノ事項固ヨリ多クニシテ枚擧ニ遑アラスト雖就中其最著大ナル者ヲ舉クレハ凡ソ二ト爲ス事ヲ得ヘシ即チ第一器械運用上ノ困難第二製品販賣上ノ困難是ナリ何ヲカ器械運用上ノ困難ト云フ本業ノ我邦ニ起リシヤ日尙淺ク隨テ其運用上ニ就キ利害得失ヲ討究スルニ由ナク殊ニ市川紡績所ノ如キハ操業僅カニ二年固ヨリ實際上自然發明スルノ暇ナク加之職工ノ不熟練ナル殆ト兒戯ニ類スルモノアリ爲メニ其運轉動作亦自カラ成規ニ遑フ能ハス同業者中一二或ハ精巧ヲ極ムル者アリト雖地理ノ遠隔常ニ習修スルノ便ヲ欠ク之ヲ以テ不知不識器械ヲ損傷スル事擧ゲテ數フヘカラス斯ル有様ナルカ故ニ自然精良ナル製品ヲ得ル事能ハス販賣上至大ナル損毛ヲ生シ寶山空手ノ憾ミアリシ。(圍點筆者)

むしろこのやうな状態が當時の總ての紡績工場に就いて見られたのでないことはいふまでもないが、なほその多くの場合には、經營の主腦者側に充分の技術的知識と技術的指導の能力がなく、また職工中に充分な技能と經驗と



を有するものが少なく、従つて彼等の作業が全體として幾分「兒戯ヲ類スル」態のものであつたことは當然である。しかもこのやうな事態が、明治二十年代に入つてからの紡績工業の發展の過程に於いて、直ちに解消されて了つたのではないことはむろんである。例へば、開業後間もない明治二十三年の東京鐘紡の状態は次ぎの如くであつたと傳へられてゐる。即ち「當時の職工募集難は會社の最も頭痛の種にして東京附近を以てしては到底充分募集し得る見込なきにより各地方に人を派し募集するも尙ほ員數を充す能はざりき。六月頃に至り一般不況の影響により稍満員たらんとしたるも夫等は全く新規の者のみにて業に就くも直ちに其用を爲さず折角募集し得たるもこれを訓練養成するに時日を要し随つて製絲の工程意の如くならざりしなり。換言すれば機械の働きと人の働きとが相一致せざりし爲に所期に達する産額を得ず工費亦頗る嵩みたれども職工の未熟は遂に如何ともすべからず、これを養成する外なきを以つて一意専心奨励法を設け努めて熟練するに腐心せり」と。そして絹川氏のいふところに依れば、當時鐘紡の職工二千餘人、しかもこの内大紡から來た職工二十八名、この「大阪方職工の外鐘紡には新町繰絲工場からの職工十數名も居つた。此等は職工中の經驗者で他は皆新募集の素人のみであつたから、自然工場の運轉大に後れ又た成績の甚だ不良なりしは當然であつた。」(註四)この鐘紡の例は他の新設工場の場合にも推して同様に考へられることであるが、凡そこのやうな状態の下で、當時の新設工場にとつては、何處に於いても職工に關する限り、何よりも重要なことは熟練工、或は經驗工を出来るだけ多く、獲得することにあつたといつていゝであらう。そしてこれが職工争奪に關して先づ指摘されねばならないことであつたであらう。

しかし新設工場が必要とする經驗工や熟練工の獲得は、必ずしも既設工場からの職工争奪といふ形態をとるまでもなく、それは既に制度的には早くから合理的に解決されてゐた筈だともいへる。即ち、明治十年代の政府の斯業奨励時代に於いては素よりであつたが、なほ明治二十年代に入つてからでも同様にして、新設工場はその開業に先き立つて、先には官營工場に於いて(註五)、後には他の同業民間工場に於いて、その必要とする熟練工や經驗工を豫め養成して貰ふことが出來た。そして紡績の規約を見れば、その當初以來、同業者の相互利益のために、このことが明確に規定されてもゐたし、また事實、これが行はれたことはいふまでもない。更らに單にこの職工の養成だけではなく、本來、職工の争奪防止を目的として成立した後の「中央綿絲紡績同業會」の規約を見れば、「新加盟者ハ他ノ會員ニ職工ノ業務傳習ヲ依頼スルコトヲ得」といふ以外に、なほ「新規營業者ニシテ本會ニ加盟シタルモノハ他ノ會員中ヨリ熟練ナル職工ノ雇替ヘラ受クルコトヲ得。本會ハ適宜他ノ會員ヲシテ職工ノ雇替ヒヲナサシム」とも規定してゐる(註六)。従つて工場間に互に争つて、職工の争奪が行はれることは、この工場間の相互援助が充分に行はれれば、當然避けられ得た筈であるとも考へられる。しかし事實はさうではなく、先きにも見たやうに、年を経ると共に寧ろ公然露骨に職工の争奪が行はれた。然らばこれは何故であつたらうか。

絹川氏は初期、即ち、明治二十年代の初めに於ける職工争奪に關して、次ぎの如く述べてゐる(註七)。「政府の奨励時代に於て年々非常の不振を繼續した紡績業者は、次の勃興時代に至つてあらゆる節約を極度に實行した。例へば火災保險の如き節約す可からざるものまでも省き、職工募集費及び養成費を惜みて白晝公然と職工争奪戦さへも行つた」と。實際に新設工場の多くはその創業の初期に於いて相當の經營難を経験して居り(註八)——また明治二十三年、四年の不況がこれに多少の關聯を持つてもゐたのはむろんであるが、——従つて經營費用の節約のために、職工の養成費を吝んで、敢へて他工場の職工を争奪しようとしたことは、確かに一面深刻な問題でもあつた。かくて既設工場が新設工場のためにその依頼に應じて職工養成を行ふことは、制度としての現實的基礎を充分に與へら

れることなく、漸く衰退の途を辿らざるを得なかつた。また他工場からの経験工の雇替への如きも、假令それが行はれたにしても、これに依つて新設工場が充分の数の基幹職工を得ることが出来たと考へられない。特に工場の規模は既に漸く大規模化して行つたことから推測すれば——この點は先きに示した工場數及び労働者數の統計から容易に知り得るであらう——これは寧ろ當然であつたともいへるであらう。そしてなほこの上に況んや他工場が比較的近くに存する場合には、職工争奪の誘惑を押へる譯には行かたかつたであらうと考へられる。かくて比較的多くの工場が集中した大阪地方では、各工場間に絶えず職工の争奪が行はれた。しかもまた職工の争奪は必ずしも近接の工場間のみに行はれたのではない。先きに例示した鐘紡の大紡職工の引抜き如き、正にこれである。

職工の争奪は先づ右の如く理解される。そしてこれを初期のものとして觀れば、こゝで争奪の對象とされた職工は、経験工乃至は熟練工であつて、従つてまたそれが先づ女工であるよりは男工であつたと考へられることが、注目されるべきことであるであらう。しかし職工の争奪は單にこの範圍にのみは止らなかつた。それはやがて経験女工をも含め、更らに一般の職工の争奪にまで及びされるに至る。然らばそれは如何にしてであるか。

工場の規模が大きくなり、また工場の集中するに連れて、工場附近からのみ必要な要員を募集し得ることが、益々困難となるのは當然のことであつて、こゝに紡績工場の地方遠隔の地への職工募集の手が延び始める。そしてこのことは明治二十年代以後の紡績工業の發展に於いて、初めて必然化された事實である。既にこのやうにして、地方に職工を求めねばならぬとすれば、第一に職工争奪が同様にまた相當離れた地域の間で行はれるに至るのも、至極當然のことである。職工争奪防止を主眼として、大阪地方の紡績九社に依つて明治二十五年七月に形成された「攝泉紡績業同盟會」が、やがて間もなくその同盟區域を擴大し、廣島愛媛岡山以東、愛媛三重以西の各府縣にある同業

者を一團として、こゝに「中央綿絲紡績業同盟會」を設立したのも、明かにこの間の事情を物語るものであるといへよう。職工の争奪はかくて最初には近接した工場の間で行はれたが、次いで間もなく、それは相當の地域の間でも行はれるやうになる。しかもこゝに第二に注目すべき事實は遠隔の地からの職工募集に就いては相當の募集費を必要とすることである。そして先には職工の養成費が節約されようとしたのと同様に、今度は職工募集費が、新設工場たると既設工場たるとを問はず、また節約されようとするのは當然あり得たことである。かくて職工募集費の節約が問題となり出すと、職工の争奪に於いては、もはや必ずしも熟練工や経験工の如き腕きゝの職工——男工、次いで女工——のみが對象ではなく、廣く一般の職工にも争奪の手が延ばされるに至ることは容易に推測され得ることであるし、更らに諸種の理由からする職工募集難はこれに拍車を加へるものであつた。

以上の如く、明治二十年代に入つてからの、わが紡績工場に於ける職工争奪の現象は、一方では熟練工や経験工から一般職工にまで及ぶ傾向を示し、他方では新設工場が既設工場から職工を争奪することに始まつて、やがてはその新設たると既設たるとを問はず、一般に各工場間にそれが普及して行き、また地域的にも近傍の工場間での現象であつたものが、間もなく相當遠隔の地に互つて、それが展開されるに至つたことが理解される。しかもこのことが各經營の負擔となる職工養成費と募集費の節約に、主として起因するものであつたことはいふまでもない。更らにまた絹川氏の指摘されるやうに(註九)、「熟練工の獲得は他會社の操業上の長所を併せ獲得するの妙策でもあつた」ことは、未だ當時の紡績工場が經營者以下のものに充分の技術的素養を持つものが少なく、従つてその謂ふ熟練工が一面では今日の技術者でもあつたと考へられることからすれば、技術的に未熟な經營にとつては、確かにこのことは重大な問題であつたに違ひない。凡そ職工争奪の現實、その直接の動機と原因とは右の如くである。とこ

ろでこれに對して、われわれはこゝには一つの基本的な理解を附加して置かねばならない。個々に現實的な事態としては、職工の争奪は凡そ右の如く理解される。しかしこれを全體的に見ると、この職工争奪の現象を生ぜしめたのに就いては、また別の事情が指摘されねばならぬであらう。即ち、工業の勃興は何時でもそこで必要とされるだけの労働者、就中、基幹労働力としての技術者、熟練工、経験工を補給されねばならない。ところで、これ等の労働力はいふまでもなく何處かに於いて豫め養成されて居らねばならず、その養成に就いてはそれ相應の養成施設とまた一定の養成期間とを必要とする。しかもこれを一般的に見ていへば、工業の發展が急激であればあるだけ、既存の職工養成施設では、全體として必要とせられる熟練工の供給が間に合はなくなる傾向が、それだけより強くなる傾きがあるのは至極當然のことであるであらう。そしてその結果は、既存の工場に於ける熟練工の他工場への再配置が必然的のものとして現はれざるを得ない。この意味に於いて、明治二十年代に於けるわが紡績工場間の職工争奪現象の發生と發展とは、わが國經濟の當時の全體的な基底の上で、一つの必然性が認められる(註一〇)。そしてこの熟練工や経験工の争奪は、個々の經營にとつては彼等の養成費の節約と養成期間の消略とを直接の動機として、凡そ明治三十二年の頃に至るまでは、確かに必然的なものとして存したであらうと推測される。このやうな私の推測は、前節中に示して置いた紡績工場統計に於いて、明治三十二年が工場數八三で一應最高に達してゐることに基づくものであるのはむしろである。果してこのやうに考へることが出来るとすれば、明治二十年代の初め以來の熟練工や経験工を中心とする職工の争奪は、凡そ明治三十年代の初めに於いて、必然的な轉機をそれ自體の裡に含んでゐたと考へられる。そしてこれが何であつたかに就いては、別に後の機會に於いて、再び取り擧げることとしよう。唯だこゝでは本節の一應のしめくくりとして、右のやうな理解に關聯して、次ぎの

ことだけは述べて置かねばならない。

即ち わが紡績業者が紡聯の結成以來、相互の利益のために、一方では職工の争奪防止を申し合せ、他方では職工の養成を引き受け、また職工を一時的に貸與し(註一一)、或は雇替へをすることさへも、これを約したのであるが、しかし明治二十年に入つてからの急激なわが紡績業の發展は、これ等の申し合せを半ば以上これを空文化した。しかもそれは必然的であつたといへる。業者間に於ける職工の養成や相互の隔通に關する申し合せがこの必然性の自覺に就いての業者の意圖の表明であつたことはむしろであるが、しかし個別企業の立場からは勿論こゝに限度がある。そして紡績業の急激な發展はこの限度内に於ける職工の養成と隔通だけに依つては支へられず、従つて全體としては職工の熟練度、或は経験度を一時水増しの状態で低下せしめつゝ、職工争奪の現象を必然的なものたらしめて行つた、といふことが出来るであらう。

(註一) 綿絲紡績職事情 六八頁以後 參考

なほこのやうに、職工の争奪を禁止したのは單に大阪府だけではなく、その後各府縣で公布された職工に關する、また職工募集に關する取締規則に於いては、何處に於いても等しく他工場の職工の誘惑や争奪は禁止されてゐる。この點に就いては、次ぎのものを参考にせられたい。

農商務省工務局編 工場及職工ニ關スル府縣令 明治四十三年刊

(註二) この點に就いて、高橋龜吉氏は次ぎの如く述べてゐる。(同氏著 明治大正産業發達史 二二四頁) 即ち、

「不換紙幣の整理完了當時の我國は、次の二源泉から、多くの勞力を新に市場に供給したのであつた。

一、約四十萬戸、二百萬人の舊武士階級の撤廢、その貧窮化、に由り新にそれ等が生産軍として市場に流出し來つたと

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

六四 (六二六)

二、紡績其他従来農家の兼業たりし物産の多くが、或は輸入せられ、或は新に工場生産化したる結果、農家の勞力(就中その婦人勞力)に過剩を來し、それが市場に供給せられるに至つたこと。

(註三) 綿絲集談會記事(明治十八年八月刊行)二九頁

(註四) 川氏著 第四卷 四五七―四五八頁

(註五) 官立工場の職工養成に關しては、例へば、絹川氏は官立愛知紡績所に就いて、凡そ次ぎの如く述べてゐる。(本邦綿絲紡績史 第二卷 一七頁)即ち、明治十九年即ち紡績所拂下直前の統計では、役員四人；又職工八十三人とあるも、この内に各府縣からの「見習生は二十餘名居り、機械磨きから据付及運轉の事など手眞似を以て教へられ、各府縣別にて三四人づつ町家に間借りをなした。」

(註六) 前掲拙稿 本誌第三十六卷 第十一號 三二頁 参照

なほ明治二十六年四月に紡績規約の改正が行はれ、その内職工に關する規定の變更を見た。そして「紡績としては之を以て大體全國の紡績を取締る大綱だけの規定とし、別に準則を議定して各地方の事情に依り、準則の範圍内に於て各自の團體を組織せしむるの方法を講じた」といはれてゐるが、「中央綿絲紡績會」の規約はこの紡績規約に従つたものであらう。この紡績規約中、職工に關する規定の中から職工争奪防止の規定を除いて、次ぎのやうに業者相互の利益が約されてゐた。

(絹川氏著、第五卷、三二七―三二八頁より引用)

第三十三條 同盟者中同盟罷工其他非常事項ノ爲メ職工ノ缺乏ヲ告ケ營業ニ差支アル時ハ左ノ標準ニ依リ他ノ同盟者之ヲ補助シ各自ノ職工ヲシテ備替ヲナサシムヘシ

被請求者ノ標準

三千鍾以上 三人

請求者ノ標準

千鍾毎二十人

五千鍾以上 六人

一萬鍾以上 十二人

以上五千鍾毎ニ六人ヲ加フ

第三十四條 新ニ加盟營業ヲ開始セントスル者ニシテ一時熟練ナル職工ノ必要アルトキハ理事ニ申立テ其補助ヲ請求スル事ヲ得

第三十五條 前條ノ請求アルトキハ理事ハ其事由ヲ審査シ他ノ最寄同盟者ニ協議ヲ遂ケ第三十三條ノ標準ニ依リ其職工ヲシテ備替ヲナサシムヘシ

但六ヶ月ヲ經過スルトキハ前ニ備替ヲナサシメ置タル職工ヲシテ復舊セシムル請求ヲナスコトヲ得

第三十六條 同盟者ハ同盟中ヨリ理事ヲ經テ業務傳習ノ依頼ヲ受ケタルトキハ承諾スヘキノ義務アリトス但其工場ノ都合ニ依リ熟練ノ職工ヲ貸與スルニ止マル事アルヘシ

(註七) 絹川氏著 第五卷 二五七―二五八頁

(註八) この點に就いては、絹川氏著各卷中に詳細に叙述せられてゐる。

(註九) 絹川氏著 第五卷 三一九頁

(註一〇) この場合と同じ職工争奪の必然的事態は、その後凡そ大正五―七年の頃に於ける當時の時局産業であつたわが重化學工業方面に於いて認められることであり、また同様に支那事變の開始以後、わが軍需品關係産業方面に於いて、盛んに職工の引き抜きが行はれるに至つたのも、また確かに必然的な現象であつたといつていいであらう。

(註一一) この點に就いては、右の註六中に引用して置いた紡績規約を参照。

四

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

六五 (六二七)

以上、私は専ら各紡績工場間に於ける職工の争奪に就いて述べた。しかし果してこの職工争奪に依る労働者の経営間移動がどの程度に行はれたものであつたのか、これを数字的に明示することは今のところ私には不可能である。従つてこの點は姑らく措くとして、更らに問題なのは、明治二十年代の労働移動が主として職工の争奪に基づくものであつたのか、或はまた既にこれ以外に労働移動が相當に存してゐたのであらうか、この點を多少とも明かにして置くことである。

これに關して、先づ一例を東京鐘紡の明治二十三年下半季の状態に就いて見ると、當時同工場の職工数は二、〇六四人であり、しかも半年の内に職工の交替出入したものの数が二、三九四人に達してゐるといはれてゐる(註一)。そこでこれを移動率に換算して見ると——幾分不正確であるが、假りにこの二、三九四人を解雇及び雇入数と見做し、更らに解雇者数と雇入者数とを同数であつたと見做すとすれば——半年にして略々五八%であり、これから移動年率を推測すれば、それは一一・六%となる。これは實に驚くべき数字である。蓋しこれより後十年、明治三十三、四年の頃に於ける、しかも大阪地方の紡績職工の移動率に對して、正にそれは匹敵するものであるからである。即ち、「綿絲紡績職工事情」中に指摘せられてゐるところに依れば、「我國紡績職工ノ出入ハ極メテ頻繁ニシテ平均一ケ年間ニ殆ト全數ノ交替ヲ見ル。例ヘハ大阪地方ニ於テ千人ノ職工ヲ有スル工場ニ於テ半年々出入各千二百人ニ達シ從テ年々千二百人ヲ募集セサルヘカラサルヲ常トス。特ニ募集後一二ケ月間ニ退場スル職工甚タ多シ」と(註二)。かく明治二十三年後半期に於ける鐘紡職工の右のやうな状態が、移動率に就いて見れば、その十年後の大阪地方の紡績職工の移動と殆んど同程度に達してゐたことは、寧ろわれわれにとつては意外の状態であるやうに思はれる。然らばこゝにどのやうな事態が存したのであらうか。先づ右の鐘紡職工の移動率が大であつたことが、他工場へ職工

が引き抜かれて行つたことのためでないことはいふまでもない。この點は前節に示して置いた鐘紡の當時の状態からも容易に察知し得るところである。果して然らば、われわれは既にこゝに職工の争奪以外に、別に著しい労働移動現象の存在を認めねばならない。然らばそれは如何なる移動形態のものであつたであらうか。そしてまた當時續々として新設開業せられて行つた他工場の場合にも、右の鐘紡の場合と同様の現象が認められるのであらうか。更らに既設工場の場合に於いても亦、職工争奪を除いて、他の種の移動が、右の鐘紡の例から考へられるやうに、相當の程度に存してゐたのであらうか。これが問題である。しかしこれ等の點に就いては、不幸にして私は今これをして十分に明かにするだけの資料を持ち合はせてゐない。そこで止むを得ず、それに就いて暫定的に若干の推測を下すことが許されるとすれば、それは凡そ次ぎの如くであらう。

右に問題として示した點に關聯して、便宜上先づこゝで絹川氏のいふところを引用してみよう。氏はいふ。「職工事情の激變は亦た勃興時代の大なる一特徴であつた。原始時代——それは明治二十年前を示す。筆者——に在ては紡績工場が少數でもあり又た其少數工場が全國に散布せられてあつたから、雇ふ方より雇はるゝ方が比較的多くして、競争が職工の方にのみあつて紡績の方には絶對なかつた。又た雇入の主旨が投産に基いたから備被備の間柄は恰も君臣の如く、職工は解雇さるゝを以て不名譽と感じたのである。然るに勃興時代となり各社が續々創立せらるゝに及び、漸く職工争奪の弊を生じ紡績工場の集中せる近畿地方の如き同盟會を開きて互に相備へたものである。併し餘り効果がなかつた。特に熟練工の争奪が募集費——これは寧ろ養成費といふべきであらう。筆者——と同時に技術も奪却し得るの妙味ある爲め、其の争奪に限り益々甚しきを呈した。大阪地方の女工の如き數通の通帳を所

非常に強くなつた。それが爲め女工の給料も漸次昇進したことは社会的に見て大に結構であるが、併し他方に於ては女工の節制が弛緩し父兄の心配を増加した弊害もある」と(註三)。この絹川氏の叙述でみると、労働力需給關係が明治二十年の頃を轉機としてその後著しい相違のあること、職工争奪に伴つて既に女工の無節制な態度が認められてゐること、この二つの點が特徴的なものとして指摘されてゐる。そしてこれを労働移動現象に移して見れば、何人も亦絹川氏のこの指摘を一部分は認せざるを得ない。

われわれの一般的な推測からすれば、確かに職工の争奪が一般化するに従つて、これに伴つて漸くよりよき労働條件を追つて、職工が移動し始めることは當然考へられることである。それが最初には他工場からの誘引に應じて、しかし後には職工自らの意圖に於いて、行はれるに至ることは寧ろ當然の傾向であるといつていゝ、そしてこの傾向は一方では工場の地域的集中に依り、他方では工場附近のものではなく、相當遠隔の地から職工が募集されて來る場合に於いて、それは益々助長せしめられて行くであらう。従つて職工争奪の一般化は、假令それ自體が數字的には未だ大したものではなかつたとしても、それが一般に職工の浮動性を相當に助長したであらうことは、到底否定され得ないことであらう。この意味に於いては、明治二十年に入つてからの職工の移動は、紡績工業の發展と共に、従つて年と共に加速度的に増大して行つたであらうと考へられる。しかし未だこれだけでは、例へば、右に示した鐘紡の初期の状態の如きは少しも明かにされたことにはならない。

絹川氏は明治二十年前の紡績工場に就いて、そこには家族主義な美風があり、雇主と労働者との間の關係は宛かも君臣の如きものがあつたと繰り返し述べてゐる。私も亦これを全然否定しようとは思はない。しかしこのやうな事態が氏の主張される程に一般的であつたとすれば、右の鐘紡の例の如きそこに於ける職工の著しい浮動性は、人

情が極く短期間の裡に全く一變して了つたことを前提としなければ、到底理解し得ないものとなる。そこでこれを矛盾なく理解するためには、われわれは既に當時の、更らにはまた明治二十年前に於いても亦、職工中の多くのもの、間に、資本主義的産業發展の初期に——その全體的な社會構造の急速な變化に促進され、これを反映するものとして一部分必然的に——寧ろ一般的に見られる労働力の浮動性といふ未成熟な性格が存したことが、指摘されねばならぬであらう。そしてまた事實この點は、既に早く明治十年代に於いて、屢々指摘され、且つ問題にもされてゐたところである。例へば、先きの拙稿に於いて私の指摘して置いたやうに、わが農商務省が明治十五年以來、勞役法、師徒契約法等の取締規定の制定を意圖したのも、正にこれがためであり(註四)、また「興業意見」中職工條例及び徒弟條例の發布の必要が説かれてゐるのも、主としてこれがためである(註五)。なほ明治十八年に行はれた「綿絲集談會」に於いて、農商務省の荒川氏が次ぎの如く述べてゐることも注目されていゝことであらう(註六)。即ち、「本邦ノ如キハ國勢民情ノ然ラシムルニ由ルトハ言ヒナカラ人々ニ心ヲ其職ニ專ニスルコト能ハス朝ニ此ヲ業トシタニ彼ニ移リ業未ク熟セサルニ早已ニ他業ニ傾意ス」と。明治二十年前のわが紡績工場の多くのものに於いては、職工「雇入の主旨が授産に基いた」ものであつたことは事實であり、そこでは舊士族の子女も可成り多く、絹川氏のいはれるやうな状態の一部に存したことは否定し得ないとしても、われわれはこれと同時に他方に於いては、既にそこに窮民の未成熟な性格の労働力がまた多少とも介在したであらうことを否定し得ない。唯だ氏のいはれるやうに、小規模の工場がしかも小數であつて、地方に分散してゐた状態は、確かに労働移動現象を餘り問題たらしめなかつた大きな理由であつた。しかしこのわが労働力の著しい浮動性は既に當時に於いて存して居り、これが鐘紡のやうな最初から大規模の工場に於いて、しかも技能的には全く未成熟であつた労働者の集合に於いては、經營

全體は正に混沌たる状態であつて、これが従來からの労働力の浮動性に拍車を加へ、こゝに初期のものとしては、驚くべき高率の移動現象が成立したと見ていゝであらう。明治二十年前の紡績工場に於いて、未だ労働の問題が人の注目を惹くに至らなかつたのは、それが小規模であつて且つ地方に分散して居り、謂はゞ地方の郷土社會の内に没入してゐたことに依るといつていゝ。これに對して紡績工業の勃興期に於いては、工場は漸く大規模化し、同時に都市的産業としての近代的色彩を帯び出した。鐘紡職工の移動率の大であつたことは、一面浮動性の大なる労働力の初期的性格と、他面工場の社會的近代化とに歸因するものであつたらうと考へられる。そしてこれと同じやうなことがその後の新設工場の場合にも多少とも存したであらうことは、當然考へられていゝことであらう。

かくて明治二十年代に於けるわが紡績工場に於ける労働移動の現象は、一方では職工の争奪現象の一般化に促され、他方では従來からの労働力の浮動性にも基づいて、全體としては既に相當の程度に及んでゐたであらうと考へられる。そしてこの事實がまた一面に於いては當時のなほ國家並に經營労働者政策の未發達の状態に對應するものであつたことも、是非指摘して置かれねばならぬ點であらう。

しかし不幸にしてわれわれは當時のわが紡績業に於ける労働移動率の大小を明確に知ることが出来ないが、恐らくは明治二十年代末のものと考えられる大阪地方の紡績工場の職工の勤続状態に就いて、次ぎのやうな調査結果がある。(註七)。この表からは、むろん明確に移動率の大小は推され得ない。しかし大體平均的に見て、紡績労働者の四〇%以上のものが雇入後六ヶ月以内に工場を去つてゐることと、年期契約期間を満足に勤続するものが約二四%であることは、確かに移動率が必ずしも小さくなかつたことを思はしめるものである。先きにも引用して置いたやうに、明治三十年代に入つてからの大阪地方の紡績工場の移動率が全體年一二〇%であつたといはれてゐるので

應募者去就人員百人に對する比例表

地名	六ヶ月以内 去りたる者		六ヶ月以上 就職する者		社名	六ヶ月以内 去りたる者		六ヶ月以上 就職する者	
	去りたる者	就職する者	去りたる者	就職する者		去りたる者	就職する者		
大 阪	二〇	八〇	二五	七五	攝津	三〇	七〇	九	
天 滿 紡	四〇	六〇	三〇	七〇	浪 華	未詳	未詳	一〇	
平 野	三〇	七〇	四三	五七	金 市	六〇	四〇	二〇	
泉 州	五五	四五	—	—	朝 日	六〇	四〇	—	
瀬 島	四〇	六〇	一五	八五	岸和田	四〇	六〇	—	
堺	二五	七五	三〇	七〇	擔 絲	六〇	四〇	三〇	
明 治	五〇	五〇	—	—	野 田	八〇	二〇	—	
日本紡	一四	八六	—	—	(平均)	四三・一	五六・九	二三・六	

あるが、この當時に於ける同地方十六工場の職工の勤続状態に就いて見ると、六ヶ月以上の勤続者が全職工中に占める割合は七二%である(註八)。そこで今これを右の表に於ける六ヶ月以上勤続するものゝ割合五七%に比較して見ると、明治三十年代に入つてからの状態の方が遙かに良好であると考へられる。そしてこの勤続状態に關する比較が同時に移動率の比較を裏づけるものであるとすれば、明治二十年代末に於ける大阪地方の紡績工場の移動率は、一二〇%を遙かに超えてゐたであらうと考へられる。或は少くともそれは一二〇%よりは小さくはなかつたであらうと推測される。果してさうだとすれば、紡績工場の集中した大阪地方に於いては、二十年代の初め以來、紡績工業の稍々急速な集中發展の過程に於いて、労働移動現象は益々旺盛となり、二十年代の終りには月一割乃至それ以上

にまで及んで行つたといふことが出来るであらう。そしてこの高率な移動率が問題である職工の争奪に専ら歸屬するといふよりは、職工の争奪は寧ろこの移動率増大の一つの基因であり、全體としては右の如く考へられる高率の移動率は、職工争奪以外になほ諸種の移動を含んでゐたものであるといへるであらう。然らば職工争奪以外にどのやうな移動が存したのであらうか。

職工の争奪が一般に労働移動を誘發すると考へられることは、年の経過と共に、そこに移動の種々なる形態が現はれて來ることを推測せしめるものであるといつてよい。即ち、いふまでもなく、職工の争奪は労働条件その他のものを好餌として他工場の職工を誘惑することから始まる。ところが、この職工の争奪は労働条件の好悪を比較することに依つて、誘惑されるまでもなく、職工自ら好労働条件を追つて他工場に走らしめるに至る機縁ともなる(註九)。そして例へば、事實職工の賃銀は、次ぎに示す二つの表に見られるやうに、工場に相當の開きがあつた。この賃銀の工場間の相違が職工の移動を誘發しなかつたとは到底考へられないことであらう。更らに明治二十年

紡績女工の賃銀

社名	明治廿三年六月	同廿七年十二月	社名	明治廿三年六月	同廿七年十二月	社名	明治廿三年六月	同廿七年十二月
大阪	一一七	一一一	浪華	九八	一一二	八幡	八〇	八〇
天満	一〇二	一一一	東京	九八	八六	渡邊	八三	八三
尾張	八八	一〇四	堂島	一〇六	一〇五	島田	八五	九〇
平野	五七	八七	遠州	六三	—	藤井	八一	九三
和歌山	七三	九〇	桑原	八二	一一〇	名古屋	七〇	九五

倉敷	宇和	玉島	鹿兒島
六七	七五	五二	五五
三〇重	七六	一〇五	九六
鐘淵	一一六	一七二	下村
			七七
			八四
			六三
			六七
			八九

備考 綿業時報 第十卷 第九號 七五―七六頁より採甲。  
明治三十年十月現在紡績女工日給賃金表

社名	五錢以下	七錢以下	十錢以下	十二錢以下	十五錢以下	十七錢以下	二十錢以下	廿五錢以下	三十錢以下	女工總數
大阪	九六	三四八	三九一	三八六	三七四	二一〇	五	—	一、七一〇	—
攝津	一八	四二	五九	一四九	二四二	一八二	二〇三	二五〇	一、一五九	—
天満紡	—	四	一〇九	二一一	一九五	七二	二七	—	六一七	—
浪華	—	二一	三四七	二一八	二二四	二二一	五二	四〇	一、一三五	—
平野	九	六三	一二四	九二	二三五	七七	三六	六	六四二	—
金中	—	—	—	一三六	二三五	二八〇	一三六	五八	三五	—
泉州	—	—	—	二三三	二八〇	二八〇	一三六	五八	三五	—
朝日	—	五五	一二五	一二八	二一九	一七四	二〇	三一	一五	—
福島	—	二	一五五	七二	一三二	一一一	七七	一一	—	—
岸和田	—	二〇	四八	九二	九〇	一二〇	一四六	一三〇	—	—
堺	—	九〇	五〇	九一	六二	一二四	一〇八	四〇	七	—
總糸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて 七三 (六三五)



明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

天満織	—	一九	八二	七五	三三	二一	五一	一九	七	三〇八
明治	—	一	七〇	六七	一〇〇	五〇	八四	一六	五	三九三
野田	—	—	一四	四六	四五	三八	五二	四六	三九	三三六
日本紡	—	四三	一一七	一六〇	一八七	一四八	四八	一八	四	七二五

備考 横山源之助著 日本之下層社会 一九二—一九三頁より引用

表中の数字は總て女工数を示す。三十錢以下各級女工数の合計と女工總數との差は、三十錢以上の女工数を意味す。

代に入てからの紡績工場では、既に信認金制度、年傭雇傭契約等が一般に行はれ、それが既に一部分職工の足踏方策であり、経営定著方策の現はれであつたことはいふまでもないが、——これ等の制度はなほ充分の効果を發揮し得ないであつた。即ち、例へば、一般に年傭契約が存したにも拘らず、先きにも示したやうに、契約年限を満足に勤続するものが僅かに四人に一人であるといふ状態が存した。しかしそれはとも角として——このやうな制度の下に於いて、職工の経営間移動は一面からいへば職工の逃走である。そしてこのやうに職工の争奪から職工の逃走への事態の連關が、やがて職工周旋人を介して、社會的には好ましくない諸事態を惹起せしめるに至ることは見容い道理であつて、既に明治二十年代にこのやうな事態が存したかどうか、今直ちに確認し得ないけれども、以上述べて來た諸種の事情を綜合して考へれば、少くともその地盤は二十年代中に既に形成されつゝあつたといつてよい。そしてこれが明治三十年代に於けるわが紡績女工の移動現象に就いて、社會的には大いに注目すべき事實となつて現はれてゐる。

労働移動はいふまでもなく單に職工の経営間移動だけには止まらない。そこにはまた彼等の労働からの逃避があ

り、傷病に依る生産過程からの脱落がある。そしてこれ等の不完全移動の形態は労働條件や、また経営の職工處遇の諸方策やに直接關聯してゐるのであつて、この點からいへば、やがて後に工場法の制定を中心として最も大きな問題であつた深夜業の如き、既に明治十年代に開始され、二十年代には廣くわが紡績工場間に普及してゐた。これが三十年代に於いて女工にとつては、「永く堪へ得ル所ニ非サルノミナラス女子ノ社會生活ト相容レサルモノ」と見做され、彼女等のこの労働の勞苦からの逃避と、また彼女等の保健衛生問題とが注目されるに至つた場合の、これが主たる原因であり、條件であるといふ見做されたものである(註一〇)。この點から推して考へれば、労働からの逃避や傷病乃至死亡に依る脱落やは、また既に二十年代の紡績職工の移動の内にも或る程度に存したであらうことは推測に難くない。

凡そ右のやうに考へて來れば、明治二十年代に於けるわが紡績職工の移動現象の内には、既に好ましくない諸種の移動形態が存し、若しくは少くとも後に特に問題とされるに至つたものゝ素地が形成されつゝあつたといつてよい。そしてこのことが單に職工の争奪だけでは到底合理的に理解され得ない程度の高い移動率の存在を推測せしめる所以である。

(註一) 紺川氏著 第四卷 四五八頁

(註二) 綿絲紡績職工事情 四七頁

(註三) 紺川氏稿 勃興時代の特徵 (綿業時報 第十卷 第九號 七五頁)

(註四) 前掲拙稿 本誌第三十六卷 第十一號 四八一—四九頁 參照

(註五) 明治前期財政經濟史料集成 第二十卷 六九一—六九二頁

明治二十年代に於けるわが紡績業労働者の移動現象に就いて

(註六) 綿絲集談會記事 七九頁

(註七) 横山源之助著 日本之下層社會 二三〇頁

(註八) 拙稿 明治三、四十年代に於ける労働者の移動に就いて「歴史と生活」第五卷 第二號 八頁 參照

(註九) この點で例へば、開業間もない明治二十九年末に起つた鐘紡兵庫工場と中央綿絲紡績業同盟會との職工に關する紛議は武藤山治氏のいふところに依れば、「勿論職工は新しい工場を好むのさ、今一つは當時鐘紡兵庫工場構内に新に建築せる廣大なる寄宿舎、賄所、食堂等當社職工の優遇設備を傳へ聞いて、各社職工が幾分逃れ出で入社し來つたこと」(同氏著私の身の上話 一二八頁)に端を發したものであり、鐘紡にまつてはこの他工場からの職工の入社は職工の自由移動と見做されたものである。そしてこの事實から觀ても、既に當時職工の争奪ではなく、職工自ら好労働條件や——事實、鐘紡は他社に比較して、賃銀も相當によかつた——その他の事情を考慮に入れて、逃走するものもあつたことが知られるであらう。

(註一〇) この點に就いては、次ぎのものを見られたい。

工場調査要領(第二版) 二八頁及び三四—三五頁

五

私は以上の叙述を通じて、専ら明治二十年代のわが紡績工場に於ける労働移動事情を些か理解しようと努めて見た。一般に當時のわが紡績職工の移動事情に就いては、絹川氏の著作を見ると、主として工場間に於ける職工の争奪現象が傳へられてゐる。しかしこの職工の争奪だけではむろん當時の労働移動事情を全般に明かにすることは出來ない。そこで私は當時の諸種の事情を総合しながら、種々なる移動形態が存したであらうことを推測したのであるが、この推測はやがて明治三十年代に入つてからの移動に關する諸事情から觀て、歴史的には左程不都合ではな

からうと考へられる。そして私は本論の結論の一つとして、明治三十年代に入つて深く問題とされるに至つた諸種の移動事情が、大體これに先き立つ二十年代に於けるわが紡績工業の稍々急速なる發展過程の内、既に生成しつゝあつたことを認めねばならぬと考へる。

更らにまた本論での私のもう一つの狙ひは、歴史的に明治二十三年の東京鐘紡工場の如き稍々異狀とも思はれる高い移動率を示すものが、早くも存してゐたが、凡そ種々なる経営間移動の現象の間には一つの關聯があり、この關聯が一つには確かに職工争奪を起點として展開されるものであり、これが恐らくは明治二十年代のわが鐘紡工業の發展の過程の裡で、歴史的に年と共に展開されて行つたであらうと考へることにある。しかし素より右の鐘紡の例の如きも亦歴史的な事實として理解されねばならないのであつて、一切の経営間移動が全く職工争奪にのみ起點を持つとはいへない。そして私はこゝでは、既に明治二十年前に於いて屢々指摘された職工の浮動性の大なることを思はざるを得なかつた。

しかし凡そこのやうな理解は、既に述べたやうに、なほ私の暫定的な推測に基づく部分が多く、従つて何れ後の機會に多少とも改めねばならぬものを含んであるかも知れない。この點讀者の叱正を得れば甚だ幸ひである。

最後に、本論は最初の計畫では、更らに明治三、四十年代の事情にまでも及ぶつもりあつたが、紙幅の關係でこれを果すことが出來なかつた。しかしこの點は何れ近い機會に補足したいと考へてゐる。(終り)